# 公益財団法人千葉市スポーツ協会 業務委託等希望型指名競争入札実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉市スポーツ協会(以下「協会」という。)が発注する 業務委託等において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務ごと に、千葉市入札参加資格者名簿に登載されている業者から事前に入札参加の希望を募り、 希望者の中から指名業者を選定する入札方式(以下「希望型指名競争入札」という。)を実 施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「次長」とは、公益財団法人千葉市スポーツ協会組織規程第4条 に定める職をいう。

## (対象業務)

第3条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託及び修繕並びに賃貸借(以下「対象業務」 という。)は、別に定めるものとする。

## (参加資格要件)

- 第4条 希望型指名競争入札の参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものでなければならない。
  - (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - (3)会社更生法(昭和14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に 基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法 に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - (6) 対象業務委託等の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者
  - (7) 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
  - (8) 千葉市入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - (9) 前各号のほか必要と認めて定める者
- 2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けた

ときは、入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 本市入札参加資格者名簿に登載の地区区分
- (4) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

## (参加資格要件の審査)

第5条 次長は、前条の規定により資格要件を設けようとするときは、その内容について、 当該契約に係る施行決定において決裁を得るものとする。

# (対象業務の公表)

第6条 次長は、対象業務を委託等発注表(様式第1号)により公表するものとする。

## (入札参加申込の手続)

- 第7条 入札参加希望者は、対象業務について入札参加の申し込みをしようとするときは、 希望型指名競争入札参加申込書(様式第2号。以下「入札参加申込書」という。)を提出し なければならない。
- 2 次長は、入札参加申込書の受付に際して必要があると認めたときは、関係書類の提出を 求めることができる。

#### (入札参加申込の期間)

第8条 入札参加の申し込み期間は、原則として対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとし、委託等発注表において定めるものとする。

#### (指名業者の審査等)

- 第9条 入札参加申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第4条に規定 する参加資格要件を満たしている者について、指名業者として選定するものとする。
- 2 次長は、前項の規定により選定された者の全てを指名するものとする。
- 3 第1項の規定に基づく指名業者の選定は、当該契約に係る施行決定の専決区分により行 うものとする。

## (非指名通知)

- 第10条 次長は、前条第1項の規定により指名業者として選定しなかった者に対しては、 その旨を非指名通知書(様式第3号)により通知しなければならない。
- 2 前項の非指名通知書を受けた者は、当該通知のあった日から3日以内に、非指名とした 理由について、書面にて説明を求めることができる。
- 3 次長は、前項による請求があった場合は、回答通知書(様式第4号)により回答しなければならない。

# (指名業者選定後の手続き)

第11条 第9条第1項の規定による指名業者の選定を行った後は、指名競争入札の手続き により行う。

# (補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 様式第1号

# 委託等発注表(希望型指名競争入札)

番号	業種	委託名又は修繕名	履行場所	概要	期間	資格要件

1 申込期間 年 月 日( )~ 年 月 日( )

午前9時~午後5時(○曜・○曜・祝休日を除く)

- 2 申込場所 公益財団法人千葉市スポーツ協会事務局○○班
- 3 申込用紙 希望型指名競争入札参加申込書(様式第2号)を使用すること。
- 4 その他 「希望型指名競争入札制度の手引き」を事前に確認すること。

登録番号					
11.7 4.3	1 .			1 1	

# 希望型指名競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先)

公益財団法人千葉市スポーツ協会 理事長

 申込者
 所 在 地

 商号又は名称
 代表者氏名

 (担当者名
 )

 (電話番号
 )

競争入札に参加を希望します。この申込書については、事実と相違ないこと を誓約します。

<u> </u>		
希望業務委託名及び修繕		
名並びに賃貸借名		
千葉市発注の	当該業種の職員数	人
当該業種の	他の官公庁発注の	
	当該業種の	
于仍未仍安阳守门数	手持業務委託等件数	

	同種業務委託等の履行実績(官公庁実績を優先)
委託名又は修繕名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	円
期間	年 月 日~ 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体(出資割合) %
概要	

- 注1 申し込みにあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ提出すること。
  - 2 押印は実印、使用印等の届出印とする。
  - 3 受付時間を厳守すること。
  - 4 「同種業務委託等」欄は、過去10年以内に当該業務が完成し、引渡しの済ん だ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託又は同種修繕の履行 実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託又は同種修繕を 履行した実績を確認できる書類を添付すること。
  - 5 「概要」欄は、業務内容、規模等を記入すること。
  - 6 提出された申込書は、指名業者を選定するにあたっての資料とするものであり、 直ちに指名につながるものではありません。
  - 7 提出前に、もう一度、記載内容の確認をお願いします(書類に不備があると 指名されないことがあります)。

	非	指	名	通	知	書		
	様						年	月
			公益	財団法	:人千弟	ぎ 市スポーツ	'協会理事長	印
希望型指名意いたしましたの			みのあ	りまし	た下記	光業務につい	て、非指名と	-
			Ē	記				
1. 業 務	名							
2. 非指名とした理	!曲							

なお、理事長に対して非指名とした理由について説明を求めることができます。 この説明を求める場合には、 年 月 日までに公益財団法人千葉市スポーツ 協会事務局へ、その旨を記載した書類を持参してください。

1V27 4 7										
		口	答	通	知	書				
								年	月	日
				176						
			7	<u>様</u>						
				公益則	才団法人 <sup>-</sup>	千葉市スポ	ーツ協会	℀理事₽	長 印	
ついて、非のとおり回	指名とした	理由につ				争入札に希: りましたが、				
				記						
1. 業 務	5 名									
2. 非指名と	した理由									

